令和７年度

第２回東京都食品安全審議会

日時：令和７年１１月１２日（水）午後１時５９分～午後２時４３分
場所：東京都庁第一庁舎４２階　　特別会議室Ａ

午後１時５９分開会

【丸山食品監視課長】　　お待たせしております。定刻より若干早いですが、皆様おそろいですので、開始させていただきたいと存じます。

ただいまより、令和７年度第２回東京都食品安全審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健医療局健康安全部食品監視課長の丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、会の進行についてご案内いたします。

本日はＷＥＢ会議形式との併用で開催いたします。

会の進行につきましてご案内いたします。会場にいらっしゃいます委員の方におかれましては、ご発言の際、挙手いただきまして、目の前のマイクの下の右側のボタンを押していただきますと、赤いランプが点灯いたします。点灯を確認いただきましたらご発言をいただければと存じます。また、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、マイクをオフにしてください。

ＷＥＢでご参加の委員の皆様におかれましては、システム上の挙手ボタンをご活用いただきたいと存じます。ミュートを解除していただいた上でご発言いただければと存じます。また、ご発言が終わりましたら、挙手を解除し、ミュート状態に戻していただきますよう、お願いいたします。

なお、本審議会の資料及び議事録は、原則、公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第５条により、定足数は委員の過半数となっております。ただいまご出席いただいている委員は１７名、会場１５名、ＷＥＢ２名でございます。委員総数２３名の過半数に達しており、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、秋山委員と瀬古委員におかれましては、ＷＥＢからのご参加でございます。また、新井委員、蒲生委員、久我委員、島田委員、関委員、高須委員からは、ご欠席とのご連絡を頂戴しております。

それでは、ここからの進行は五十君会長にお願いしたいと存じます。五十君会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【五十君会長】　　五十君でございます。皆さん、こんにちは。

委員の皆様のご協力の下､審議会の円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の資料につきまして確認をお願いします。

【永沼食品監視課課長代理】　　事務局の永沼でございます。よろしくお願いいたします。

まず、紙資料としまして次第、裏面が審議会規則になっているもの、２枚目は委員名簿、裏面が部会委員名簿、３枚目は事務局職員名簿を配布しております。

次第に記載している資料１から６、参考資料１につきましては、お手元のタブレットでご覧いただければと思います。
また、机上資料としまして、各委員の席に、現行の食品安全推進計画の冊子をお配りさせていただいております。
タブレットの使い方ですが、画面が消えている場合、左側面の上部の電源ボタンを押していただくとロック画面が表示されます。指を下から上に動かしていただくとロックが解除され画面一覧が表示されます。
ＷＥＢでご参加の委員におかれましては、事前にメールで資料とＵＲＬを送付しておりますので、ご確認いただければと思います。
資料については以上でございます。
【五十君会長】　　ありがとうございました。
ＷＥＢ参加の委員の方も含めまして、ただいま紹介のありました資料、お手元におそろいでしょうか。皆さん、よろしいですか。
それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと思います。
議事の（１）、「東京都食品安全推進計画の改定について（答申）」につきまして、８月２７日に開催しました前回の審議会において、答申案の中間まとめのご議論をしていただき、本審議会としての中間まとめをしたところでございます。
この中間まとめにつきまして、パブリックコメントを実施し、それらの意見を踏まえ、鈴木副会長を部会長とした部会においてご検討をいただいたところです。
本日は、部会における検討結果について答申案として報告していただき、その内容につきまして審議したいと思います。
それでは、鈴木部会長、よろしくお願いします。
【鈴木部会長】　　部会長を仰せつかっております鈴木でございます。
私から、部会における検討結果について概要を報告させていただき、その後、詳細を事務局から報告していただきます。
前回の審議会後、９月４日から１０月３日までの日程で、食品安全推進計画答申案の中間まとめに対するパブリックコメントを実施しております。
１０月２８日に開催しました第３回部会において、寄せられた意見と意見に対する考え方の説明を事務局から受けて検討を行い、答申の部会案を取りまとめました。
引き続き、事務局から意見募集の結果及び答申案の詳細について報告をお願いします。
【永沼食品監視課課長代理】　　それでは、引き続き事務局から説明させていただきますので、資料１の選択をお願いいたします。
東京都食品安全推進計画の改定について、答申案中間まとめの意見募集結果についてでございます。
先ほど部会長からも説明がありましたとおり、前回、審議会でご承認いただきました中間まとめにつきまして、令和７年９月４日から１０月３日までの３０日間、ホームページ及び都民情報ルームにおける閲覧により内容を公表し、意見募集を実施しました。
回答については、専用のフォーム等で受付た結果、４名の方からご意見がございま

したので、その内容について説明させていただきます。

まず一つ目のご意見でございますけれども、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の導入定着の推進に関するご意見として提出のあったものでございます。

ご意見の主な内容でございますが、「食中毒対策とＨＡＣＣＰの必要性を短絡的に結びつけるのは適切でない。ＨＡＣＣＰ導入支援は意義ある取組であるが、食の安全確保のためには、実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策が必要である」といった内容のご意見でございました。

資料の右側に、ご意見に対する考え方を記載しております。ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の導入定着の推進に関するご意見として出されたものでございますが、ご意見の中にある「実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策」については、基本施策１２の中にある食中毒の発生動向及び原因調査に関連する内容だと思います。

具体的な対応ですが、基本施策１２の食中毒の発生動向及び原因調査の中で、「速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る」としておりましたが、概要の記載方法をより分かりやすくするために、実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策を行うということを明記しました。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、食品安全情報評価委員会による分析・評価に関するご意見でございます。「食品安全情報評価委員会による分析評価に期待する。健康への悪影響を未然に防止する観点で、偏った情報だけでなく、海外の情報を含めて都民に情報を発信してほしい」というご意見でございました。

このご意見に対する考え方としまして、食品安全情報評価委員会では、食品の安全に関する情報を広く収集し、分析・評価するとともに、その結果を踏まえ、都民等へ情報発信を行っておりますので、その旨を記載しております。

続いて、食品の適正表示の推進に関するご意見がございました。「ゲノム編集食品について、情報が足りないまま市場に流通しており、表示がないため消費者が選べないことが問題であると。重点施策８に記載のある個別品目ごとの表示ルールの見直しとあるが、そういった意見に対応していくのか」とうご意見でございました。食品表示の基準については、食品表示法に基づきまして国が定めておりますので、その旨を記載しております。

次のページに移っていただきまして、４つ目のご意見は、第３章に記載している施策の推進体制に関するご意見でございました。この記載に関するご意見として、原文のまま記載していますが、委員構成を食品安全委員会、恐らく食品安全審議会のことだと思いますが、食品安全委員会、食品安全情報評価委員会の見解が偏らないように、委員構成を検討してほしいといったご意見でございました。

このご意見に対する考え方になりますけれども、食品安全審議会及び食品安全情報評価委員会の委員構成につきましては、食品安全条例で規定がございますので、その旨を記載しております。

食品安全審議会は都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命す

る２５名以内、情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する２０名以内の委員で組織すると規定されておりますので、その旨を記載しております。

また、委員の選任に当たりましては、公募や各団体からの推薦によって委員を構成しておりますので、その旨を記載しております。

次に５番目のご意見は、食中毒や災害発生時のマニュアルを作成してほしいというご意見でございました。

このご意見に対する考え方ですが、基本施策４２重点施策１２、の「災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成」で食品衛生監視員が災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を行うための具体的なマニュアルを作成することとしておりますので、その旨を記載しております。

最後のご意見になりますが、添加物や農薬、食品表示の規制をもっと厳しくすべきであるといったご意見でございました。

添加物や農薬、食品表示の基準につきましては、食品衛生法と食品表示法に基づきまして国が定めておりますので、その旨を記載しております。

以上が、意見募集の結果等の説明になります。

続きまして、タブレット画面の上部にある「戻る」または「資料切替え」から、資料２の選択をお願いします。

資料２は、答申案の概要をお示ししております。

中間まとめの際も同様に概要をお示ししているところでございます。意見募集の結果、中間まとめから大きく変更した箇所はございませんので、概要の修正等はありませんが、簡単に説明させていただければと思います。

答申案は、３章構成になっています。まず第１章で、計画の基本的事項と課題、施策推進の方向性として、計画改定に当たっての考え方の整理を行っております。

続いて第２章では、第１章の方向性を踏まえて、食品安全確保のために取り組む施策としております。

最後に第３章では、施策の推進体制や進捗報告など、施策の実施に向けた考え方としております。

次のページをご覧ください。

第２章で記載している、食品安全確保のための取り組むべき施策を体系化したものでございます。施策の柱ごとに４９の施策を体系化しております。

次のページをご覧ください。

重点施策の概要になります。重点的に取り組むべき１２の施策を重点施策として位置づけておりまして、その概要を記載しています。

続いて、資料３をご覧ください。

答申案になります。こちらはページ数が非常に多いため、中間まとめから変更した点と､意見募集で寄せられた箇所につきましてご説明させていただければと思います。

まず、２ページめくっていただきまして､「はじめに」のところになります。中間まとめからの修正点は下３行のところになります。

この答申案の中間まとめについて、意見募集を実施した旨の記載と、それを踏まえ

て検討を進めた結果、取りまとめたことを本文中に記載しております。
　続いて、１ページめくっていただきまして、６行目あたりの東京都食品安全審議会と記載している箇所に青字かつ下線が引かれておりますが、用語説明を追加しております。
　続いて、タブレットの１６ページ、資料の下に記載しているページ番号では１４ページになります。基本施策１２の概要をご覧ください。
　先ほど、意見募集の中で、食品の安全確保のため、実際に発生した食中毒の原因を分析して、その結果に応じた対策が必要であるといったご意見がありましたとご紹介させていただいたところでございます。そ
　概要の「また」以降のところを若干の修文をしております。「八王子市と町田市と連携を推進し」の後ろに、「食中毒事件の調査結果及び」という文言を追加し、実際に発生した食中毒の原因を分析して、その結果に応じた対策を行うことがより分かりやすくなるよう文章を修正しております。
　続いて、タブレットの２８ページ、資料下部に記載しているページ番号の２６ページと書いてあるところになります。
　重点施策４、食品安全情報評価委員会による分析評価でございます。
　意見募集で、食品安全情報評価委員会の分析評価に期待するといったご意見がありましたが、答申案では具体的な事項として、海外情報等の情報収集、分析を踏まえた都民等への情報発信などを記載しておりますので、特段の修正はしておりません。
　続いて、４ページ進んでいただきまして、重点施策８になります。タブレットの３２ページ、資料下部に記載しているページ番号の３０ページのところになります。
　重点施策８、食品の適正表示の推進に関見して、ゲノム編集食品についてのご意見がありましたが、特段、答申案の修正はしておりません。
　続いて、重点施策１２です。タブレットの３６ページ、資料下部に記載しているページ番号の３４ページと記載してあるところでございます。
　災害発生時のマニュアルを作成してほしいというご意見がございましたが、具体的な事項に記載しておりますとおり、これまでの事例を踏まえた災害発生時の食品衛生マニュアルの作成としておりますので、こちらについても修正は特段しておりません。
　次に１ページ進んでいただきまして、第３章の内容になります。
　第１節の施策の推進体制の１０行目。「さらに」と書いてあるところに関連する内容ですが、食品安全審議会や食品安全情報評価委員会の記載がありまして、これらの委員構成を検討してほしいといったご意見については修正を要するものではないため、答申案の修正はしておりません。
　次に２ページ進んでいただきまして、附属資料になります。
　答申案には、参考資料として附属資料をつけさせております。
　内容としましては、用語説明や諮問書、委員名簿、これまでの審議経過、中間まとめに対する意見募集の結果などを、参考資料としてつけさせていただいております。
　資料の説明は以上でございます。
【五十君会長】　　ありがとうございました。
　ただいま、鈴木部会長及び事務局から、部会における検討結果の報告をしていただ

きました。ただいまの内容につきまして、ご審議いただきたいと思います。
　ご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、資料のページ数が多いため、資料番号や該当するページ数など、分かるようにご発言をいただきたいと思います。
　いかがでしょうか。
　それでは、ＷＥＢの瀬古委員、ご質問がありますでしょうか。
【瀬古委員】　　瀬古でございます。ありがとうございます。
　資料１のナンバー４の食品安全審議会と情報評価委員会の見解が偏らないように検討してほしいというご意見について、何か現時点で偏りが見られるといった、そういう印象があってのご意見なのか、もうちょっと詳しいところをお聞かせいただければと思います。
【五十君会長】　　事務局、お願いします。
【丸山食品監視課長】　　事務局でございます。
　いただいたパブリックコメントについては、かなりの長文のものや簡潔なものなど様々なコメントをいただいておりますので、ご理解いただける範囲で、趣旨、要約を事務局でまとめております。。
　ご指摘の４番目の、各附属機関の委員構成に関するご意見ですが、頂いたご意見を原文のまま記載しておりまして、具体的にどこが偏っているからこうしてほしいというようなご意見ではございませんでした。
【五十君会長】　　よろしいでしょうか。
【瀬古委員】　　分かりました。ありがとうございます。
【五十君会長】　　それでは、ほかにご質問を受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。
　春日委員、どうぞ。
【春日委員】　　丁寧なご説明をありがとうございました。
　同じくこの意見募集の結果ですが、こちらはホームページか何かで、考え方を含めて公開される予定でしょうか。
【丸山食品監視課長】　　パブリックコメントの結果につきましては、本審議会、冒頭、ご案内させていただいたとおり、資料を公開するため、、審議会の資料の一部としての公開する形になります。
【五十君会長】　　春日委員、よろしいでしょうか。
【春日委員】　　そういう形で結構なですが、そのことは、その意見を寄せてくださった方には分かるように、最初に案内に書いてあったりするのでしょうか。
　募集のときの案内に、審議会資料として公開されますということは書いてあったりして、要するに、意見を出した人がすぐに分かるような形になっているといいと思いました。
【丸山食品監視課長】　　ご意見、ありがとうございます。
　パブリックコメントの結果につきまして、審議会資料という形にはなりますが、ホームページ「食品衛生の窓」のトップページから資料のページ及びパブリックコメントの結果ページにダイレクトに飛ぶようにしています。
【五十君会長】　　今のご質問の中には、恐らくご意見をいただいた方に対して、何

らかの回答などのやり取りを含めて、告知されているかどうかという内容も含まれていると思ういますが、そういったことは特にないということでよろしいですか。
【丸山食品監視課長】　　おっしゃるとおりです。特にいただいた方に直接お返事するというような形は取っておりません。
【五十君会長】
　そのほか、ご質問等、ございますか。
　私からは、コメントになりますが、最初のご意見についてですが、該当する施策が「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の導入・定着の推進」というところで、ご意見としては、食中毒対策とＨＡＣＣＰの必要性を短絡的に結びつけるべきではないというご意見だったと思います。
　考え方としてまとめていただいたように、ＨＡＣＣＰの中には、事件や事故が起こった場合などの原因分析を基に、ＰＤＣＡサイクルを回して改善していくという、こちらも含まれていますので、今回のような考え方でお答えいただくのが良いと思いました。
　多分、その辺りが混同されたご質問ではないかという気がいたしました。コメントをつけさせていただきました。ＨＡＣＣＰは一度つくったら終わりということではないというところを強調していただけると良い思います。
　そのほか、コメントでも構いませんが、質問・意見等、ありませんでしょうか。
　それでは、更なるご質問、ご意見等がないようでございます。先に進めていきたいと思います。
　特に答申案の修正が必要なご意見はなかったかと思いますので、事務局から示されました答申案をもちまして､答申としたいと考えておりますが､よろしいでしょうか。
（異議なし）
【五十君会長】　　それでは皆さん、異議なしということでございます。ありがとうございます。
　それでは、これより答申を行いたいと思いますので、準備をお願いいたします。
【丸山食品監視課長】　　答申に入る前に、報道関係の皆様にご案内いたします。
　ここからカメラ撮影をしていただくことが可能です。もし撮影されるということでございましたら、係の者の指示に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。
【五十君会長】　　今年１月に知事から諮問を受けて以来、審議会を２回、部会を３回開催し、東京都食品安全推進計画の改定について、審議を重ねてまいりました。答申がまとまりましたので、審議会を代表いたしまして、山田局長へ答申書をお渡ししたいと思います。
　東京都食品安全推進計画の改定について、答申。
　令和７年１月２９日付、６保医健食第１２８１号で諮問のあった、このことについて答申します。
（答申書　手交）
【丸山食品監視課長】　　五十君会長、ありがとうございました。
　それでは、東京都保健医療局長の山田より、ご挨拶を申し上げます。

【山田保健医療局長】　　改めまして、保健医療局長の山田でございます。
　ただいま、五十君会長から、東京都食品安全推進計画の改定につきまして、答申をいただきました。ありがとうございました。
　委員の皆様方には、本年１月の諮問以降、大変精力的にご審議をいただきました。本答申をまとめていただいたことを、心から御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。
　今後は、本方針を踏まえまして、今年度内に食品安全推進計画を策定いたしまして、都民や事業者の皆様と連携しながら、都における食品の安全確保をより一層推進してまいります。
　また、推進計画の審議と並行いたしまして、東京都食品生活条例に基づく食品表示の見直しや、食品衛生法施行条例の改正につきましてもご議論をいただきました。この後は、食品表示の見直しにつきまして、本審議会として意見取りまとめを予定しております。引き続き、活発なご議論をいただきますよう、お願い申し上げます。
　最後になりますけれども、これまで委員の皆様方のご尽力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げるとともに、今後も様々なお立場から、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。
　どうもありがとうございました。
【丸山食品監視課長】　　山田局長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。
【山田保健医療局長】　　どうもありがとうございました。
【丸山食品監視課長】　　五十君会長、鈴木部会長をはじめ、委員の皆様方には、東京都食品安全推進計画の改定に向けて大変ご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。本日、頂戴いたしました答申書につきましては、後日、委員の皆様に改めて送付をさせていただくということを予定しております。
　本日の答申を受けまして、我々といたしましても次期推進計画を、山田のご挨拶にもございましたけれども、策定いたしまして、その推進計画を基に、食品の安全確保に向けた取組に邁進してまいりたいと存じます。

【五十君会長】　　それでは続きまして、議事（２）「消費生活条例に基づく食品表示の見直しについて」に移りたいと思います。
　消費生活条例に基づく食品表示の見直しについては、食品安全推進計画の改定と同様に、８月２７日に開催しました前回の第１回食品安全審議会において、見直しの方向性を整理したところでございます。
　見直しの方向性についてパブリックコメントを実施し、部会において意見取りまとめを行っていただきました。
　部会における検討結果につきまして、意見取りまとめ案として報告していただき、その内容につきまして審議したいと思います。
　それでは、鈴木部会長、よろしくお願いします。
【鈴木部会長】　　私から、部会における検討結果について概要を報告させていただき、その後、詳細を事務局から報告していただきます。
　前回の審議会後、９月４日から１０月３日までの日程で、消費生活条例に基づく食

品表示の見直しの考え方について、パブリックコメントを実施しております。
　１０月２８日に開催しました第３回部会において、寄せられた意見と意見に対する考え方の説明を事務局から受けまして検討を行い、部会案として意見の取りまとめを行いました。
　引き続き、事務局から意見募集の結果及び意見取りまとめ案の詳細について報告をお願いいたします。
【待鳥課食品監視課課長代理】　　それでは事務局から、詳細につきましてご報告させていただきます。
　資料４をご選択ください。
　消費生活条例に基づく食品表示見直しの考え方に対する、パブリックコメントの結果をまとめたものです。
　募集期間、一月を経まして、１１名の方より意見送付がありました。
　ご意見の内容ですが、調理冷凍食品の原材料配合割合表示に関するものとして、廃止が妥当とする見直しの考え方に賛成であるというご意見があり、同趣旨のご意見がほかに６件ありました。
　資料の右側にご意見に対する考え方を示しておりまして、原材料配合割合表示は、現在においてその役割を終えたと考えられるため、廃止が妥当としております。
　ご意見二つ目です。原材料配合割合の表示を義務づけている他自治体に対し、足並みをそろえるよう、都から働きかけてほしいというご意見に対しては、食品安全審議会の検討状況について、他自治体に情報提供を行っております。
　ご意見三つ目です。業界団体は、消費者に対する情報提供として何をするか、業界団体自身に説明してほしいというご意見に対しては、ご意見を業界団体にお伝えしますということにしております。
　続いて、カット野菜及びカットフルーツの加工年月日の表示に関するものですけれども、こちらは、加工年月日の表示義務を廃止することが妥当という考え方に賛成であるというご意見が１件ありました。加工年月日表示は、現在においてその役割を期限表示が果たしていると考えられるため、廃止が妥当としております。
　また、その他のご意見として２件ありました。１つ目は、都条例によって義務づけられた調理冷凍食品に係る原料原産地名表示についても、廃止を検討してほしいというご意見でした。こちらは、同趣旨のご意見が４件ありました。ご意見に対する考え方は、ご意見として承りますとしています。
　２つ目のご意見は、国による食品表示の簡略化について危機感を持っています、食品添加物についてもしっかり書いてほしいというご意見でした。こちらのご意見に対する考え方としては、添加物に関する食品表示の基準については、食品表示法に基づき、国が定めることとなっていますと示しています。こちらの２件のご意見は、審議会における審議内容から外れるご意見のため、その他ご意見として承っております。
　以上がパブリックコメントの結果のご報告となります。
　パブリックコメント実施後に開催した第３回部会において部会案としての意見を取りまとめて頂きました。
　資料５をご選択ください。１枚目に調理冷凍食品、２枚目にカット野菜・カットフ

ルーツついて記載しております。こちらは資料６の意見取りまとめの概要となっておりますので、ご参照いただければと思います。。

それでは、資料６の選択をお願いします。

消費生活条例に基づく食品表示の見直しについての意見取りまとめ案をご説明させていただきます。

１枚、めくっていただきまして、目次を見ていただきますと、大きな見出しでⅡ、それからⅢがメインのところになりますが、Ⅱで調理冷凍食品に関する食品表示、Ⅲでカット野菜及びカットフルーツに関する食品表示を記載しております。

資料２ページ目、３ページ目をご覧いただきますと、国の表示制度の仕組み、それから条例の制定背景を記載しています。

４ページ目以降、審議会の検討経緯をまとめております。まず、業界団体ヒアリン、東京都消費生活対策審議会からの意見、当審議会において出された主な意見を記載しております。

６ページ目に、論点整理を行って検討した結果、調理冷凍食品の原材料配合表示は廃止が妥当となり、併せて都民の情報提供の在り方として、パッケージ表示のみならず、複数のチャネルを通じた業界の今後の取組に期待するとを取りまとまっております。

同様に、カット野菜及びカットフルーツの表示につきましても、次のページに行っていただきまして、７ページ目、８ページ目は国の表示制度の仕組み、それから条例の制定背景となっております。

９ページ目以降、審議会の検討経緯をまとめております。こちらも業界団体等のヒアリング、東京都消費生活対策審議会からの意見、当審議会において主な意見を記載しております。

１２ページです。論点整理を行って検討した結果、カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示は廃止が妥当となり、こちらも、併せて都民への情報提供の在り方として、複数のチャネルを通じた業界の今後の取組に期待するとして取りまとまりました。

以後は、参考資料となっております。

以上、資料の説明となります。

【五十君会長】　　ありがとうございました。

ただいま、鈴木部会長及び事務局から部会における検討経過を報告していただきました。ただいま報告のあった内容につきまして、ご審議いただきたいと思います。

質疑応答に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問のある方は、いらっしゃいますか。

いかがですか。

基本的には国の定めているものと合わせる形になるかと思いますが、パブリックコメントでも調理冷凍食品の表示に関する内容について、おおむね皆さん、賛同していただけるというご意見でした。もっと厳しいご意見が来るのではないかと心配していましたが、どうやら、問題ないというご意見だったと思います。

ご意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、特にご質問等もありませんので、事務局から示されました意見取りまとめ案をもちまして、本審議会としての意見取りまとめとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【五十君会長】　　ありがとうございました。

それでは、皆さんにご承認いただきましたので、今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【待鳥食品監視課課長代理】　　審議会の今後のスケジュールですが、消費生活対策審議会に諮問しまして、ご検討いただく予定でございます。

その背景ですが、今回、ご検討いただいている都の食品表示制度は、生活文化局が所管する東京都消費生活条例に基づくものであり、同条例において、食品表示制度について一定の改正をしようとする場合、消費生活対策審議会に諮問しなければならないと規定されているためでございます。

なお、今回の見直しについては、食品表示制度の運用を保健医療局が所管している関係上、当審議会においてご検討いただきました。

以上の経緯等を踏まえまして、今後、改めて制度改正を所管する消費生活対策審議会において、必要な検討が行われるというものでございます。

【五十君会長】　　ありがとうございます。

ただいまの説明に何かご質問、ありますでしょうか。

よろしいですか。

皆さんの対応と、それから部会案と、事務局の調整もよかったのではないかと思います。スムーズな進行ができました。これで予定された議事につきましては全て終了いたしました。円滑な進行について、皆様のご協力、ありがとうございました。

それから、部会での検討をいただきました鈴木部会長をはじめ、部会員の皆さん、大変なご苦労、その後、パブコメ等の事務局の対応、大変ご苦労さまでした。

それでは、マイクを事務局に戻したいと思います。

【丸山食品監視課課長】　　五十君会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、こちらをもちまして、令和７年度第２回食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。